

お知らせ

平成27年9月10日
九州電力株式会社

川内原子力発電所2号機の高経年化対策に係る 原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書の提出について

当社は、平成26年11月に川内2号機について、原子炉等規制法に基づき30年目の高経年化技術評価を行い、その内容を反映した原子炉施設保安規定の変更認可を原子力規制委員会に申請し、審査を受けてきました。

その後、平成27年5月に新規制基準を反映した工事計画が認可されたことを踏まえ、ケーブル、コンクリート等の健全性の追加評価を行いました。

今回、この評価結果に基づき策定した長期保守管理方針を原子炉施設保安規定に反映し、本日、同委員会へ補正書を提出しました。

当社は、引き続き、原子炉施設保安規定変更認可の審査に、真摯かつ丁寧に対応してまいります。

【高経年化技術評価】

- ・原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降、30年を経過するにあたり、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その結果に基づき、今後10年間に実施すべき長期保守管理方針を原子炉施設保安規定に定めるもの。

以上